

- ・当試験と同日に実施する「横須賀市非常勤職員採用試験」との重複応募を希望する方は、「横須賀市非常勤職員採用試験」の申込書の該当欄に「希望あり」と記載のうえ、お申し込みください。この場合は、この「育児休業等代替非常勤職員採用試験」の申込書の提出は必要ありません。
- ・当試験と同日に実施する正規職員採用試験との重複応募はできません。

令和元年度(2019年度) 横須賀市育児休業等代替非常勤職員採用試験受験案内 横須賀市役所総務部人事課

育児休業等代替非常勤職員は、育児休業等を取得する正規職員の代替として任用する非常勤職員です。

- 採用試験合格者は「育児休業等代替非常勤職員候補者登録名簿(以下、登録名簿という)」に登録されます。
- 登録名簿登録期間は令和元年10月1日～令和2年3月31日までです。
ただし、正規職員の育児休業等の取得状況により、名簿登録期間より前に面接・採用を開始する場合があります。
- 正規職員の育児休業等が発生した場合に、業務内容や本人の希望等を考慮した上で、登録名簿の候補者に希望の有無を確認し、面接試験等を実施して合格者を採用します。
(面接試験に不合格または辞退した場合でも、登録名簿に引き続き登録されます。)
- 採用は不定期であるため、職員の育児休業等の取得状況によっては、登録名簿に登録されても採用されない場合があります。あらかじめご了承ください。

1 募集職種及び主な業務内容

職種	業務内容
一般事務(育児休業等代替)	窓口対応等を含む一般事務中心の職種

2 任用期間

育児休業等を取得する職員の代替となるため、職員が育児休業(出産休暇を取得する場合は出産休暇を含む)復帰するまでの期間となり、おおむね1年以上3年未満の任用となります。
職員の取得する育児休業等取得期間が変更となった場合、任用期間が短縮もしくは延長となることがあります。
ただし、年齢65歳に達した日以後の最初の3月31日に退職となります。

3 受験資格等および採用予定人数

- (1) 年齢条件 **平成31年4月1日現在で65歳未満の人(昭和29年4月2日以降に生まれた人)**
- (2) 必要資格・条件等および採用予定人数

職種	人数	受験資格等
一般事務(育児休業等代替)	15名程度	ワード・エクセル等の操作が可能な人

- (3) 本市に通勤可能な人
- (4) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人
(欠格条項)
 - ア 成年被後見人、被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 横須賀市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 外国籍の人も受験可能ですが、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用されません。
また、採用後、「公権力の行使」または「公の意思形成への参画」にあたる業務には従事できません。

4 採用試験(筆記試験)

- (1) 試験日時 **令和元年6月23日(日)**
 - 受付時間 : 午前9時15分から午前9時30分まで
受付時間に遅れた場合、受験できません。
 - 試験時間 : 午前10時から午前11時30分まで

(2) 試験の内容

試験種目	試験時間	試験内容
一般教養 (マークシート方式)	90分	社会常識、日本語能力及び数的処理能力等の筆記試験

(3) 試験会場 横須賀市職員厚生会館(予定)

横須賀市小川町20

※ 採用試験申込受付後に受験票と案内図を返送します

※ 試験会場には駐車場、駐輪場がありませんので、必ず公共交通機関をご利用ください。
(路上駐車は禁止します。)

★試験会場は変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 携行品 受験票、HBの鉛筆(シャープペンシル可)、ボールペン、プラスチック消しゴム

※ 採用試験合格者には、その後の面接時の資料とするため、自己PRシートを提出していただく予定です。

5 報酬・勤務条件等

職種	報酬及び勤務条件等
一般事務(育児休業等代替)	月額報酬 173,100円 加入保険:健康保険・介護保険・厚生年金・雇用保険 勤務日数 週5日勤務(原則、土・日曜日・祝日を除く) 勤務時間 原則として 8:30~17:15(休憩60分) ※職場により変則勤務もあります。 勤務場所 本庁に限らず行政センター等になる場合もあります。

※ 月額報酬の他に、本市の規定に基づき1カ月55,000円を上限として交通費が支給されます(その他手当は支給されません)。

※ 勤務成績が良好な場合、6月と12月に約1~25万円の報償金を支給します。

※ 法改正等に伴う会計年度任用職員制度導入により、任用更新時に報酬、勤務条件および加入社会保険等が変更となる場合があります。

6 申込方法及び受付期間

※電子メール、ファクスによる申し込みはできません。

申込方法 (郵送のみ)	提出書類	横須賀市非常勤職員採用試験申込書(次頁) 1通 (自筆・写真2枚貼付) (注)写真(裏面に氏名を記入) 申し込み前3カ月以内に撮影 上半身、脱帽、背景なし 縦4cm、横3cm
	申込方法	(あて先)〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市役所総務部人事課 ・封筒の表面に「採用試験申込書在中」と赤字で記入してください。 ・ 受験票返送のあて先となる郵便番号、住所及び氏名を封筒の表面に記入し82円切手を貼った返信用定形封筒を必ず同封してください。 (定型外封筒を使用の場合には120円切手を貼って下さい。) ・なお、一般書留・簡易書留によらない郵便事故については、一切考慮しません。 ※窓口での受付は行いませんので、上記の宛先に郵送でお申し込みください。
	受付期間	受験案内配布日から 令和元年6月7日(金)消印まで有効 ・令和元年6月13日(木)までに受験票が返送されない場合は、14日(金)午後5時までに下記の問合せ先までご連絡ください。

7 注意事項ほか

(1) 受付後は、提出いただいた書類は一切返却しません。

(2) 受験にあたっては、第三者からの紹介などは、一切受けておりません。万一、紹介行為などがあった場合は、横須賀市職員倫理条例に抵触することとなり、受験をご遠慮いただくこととなります。

(3) 育児休業等代替職員として採用された日以降は、兼業禁止となりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 採用試験の結果を請求することができます。なお、電話・郵便・電子メール・ファクスによる請求はできません。請求方法は受験者本人が受験票をお持ちの上、次のとおり指定する場所および期間にお越しください。それ以外の方法で請求することはできません。

ア 請求者 採用試験の不合格者(受験者本人に限る。)

イ 内容 採用試験の順位、総合得点

ウ 場所 総務部人事課(本庁舎(1号館)5階)

エ 期間 採用試験合格発表日から1カ月間(土日祝日を除く。)(午前9時~午後5時)

採用試験に関する問合せ先 横須賀市総務部人事課 〒238-8550 横須賀市小川町11番地
電話 046-822-8175(直通)